

## 第1回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和3年7月30日（金曜日）午後3時30分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1-4-1  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A
- 3 出席者
- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員     | 岡 崎 伸 二<br>西 田 和 弘<br>益 田 佐和子 |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 橋 政 次<br>小 林 陽 一 |
| 使用者代表委員    | 石 黒 和 之<br>鶴 海 元<br>西 谷 治 朗   |
| 事務局 労働基準部長 | 子 安 成 人                       |
| 賃 金 室 長    | 木 村 弘 之                       |
| 賃 金 係 長    | 遠 藤 英 文                       |
| 監 察 監 督 官  | 諏 訪 雅 浩                       |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今より、第1回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。専門部会委員として初の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

専門部会委員の9名の方におかれましては、本日付けで委員に委嘱させていただいております。辞令書につきましては、本日、委員の皆様方のお手元に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に定足数の確認について御報告させていただきます。本日は9名全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令6条6項、5条2項準用の定足数、委員の3分の2以上又は公労使各3分の1以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項について、説明申し上げます。

- (1) 部会長・部会長代理の選任について
- (2) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について
- (3) 岡山県の生活保護と最低賃金について
- (4) 今後の審議の進め方について
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

本日は第1回目の専門部会ですので、審議に入ります前に子安労働基準部長より御挨拶を申し上げます。

子安部長

労働基準部長の子安でございます。

本審に続きまして、この専門部会の公労使各委員の皆様には、審議のほどをよろしくお願いいたします。

本審では、本年度は難しい審議をお願いするとの会長の御発言もございましたが、事務局としましても御説明できるもの、あるいは、資料として追加で御要望のあった場合には、精一杯お出しできるように努めてまいりたいと思います。

そして、昨日、今日と熱中症警戒アラートが岡山県にも連日出ている状況の中で、例年ですと4回ないし5回、専門部会を連日開催しておりますが、御健康にも配慮いただきながら、こちらにも御協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

遠藤係長

室長、お願いいたします。

木村室長

議題「(1) 部会長、部会長代理の選任について」でございます。例年どおり公益委員の方々の互選で選任いただくということ

でよろしいでしょうか。

(異議なし)

木村室長

ありがとうございます。

公益委員の皆様で互選とさせていただきますが、前もって話し合っていたいておりますので、その結果を私から発表させていただきますと思います。

部会長は益田委員でございます。

部会長代理は岡崎委員でございます。

(事務局、「部会長」「部会長代理」の札を机上に置く。)

木村室長

益田部会長に御挨拶をいただきまして、引き続き議題(2)からの進行につきまして、よろしく願いいたします。

益田部会長

益田でございます。

今年度初めて部会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議題に入る前に、当専門部会の議事録の署名人について決めておきたいと思っております。

岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程によりますと、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとされています。ですので、部会長の私と、労側は小林委員、使側は西谷委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長

よろしく願いします。

次に、議題「(2)岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書について」です。先ほど本審において説明と意見発表がありましたので、専門部会では改めて説明は行わないこととしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田部会長

次に、議題(3)に移ります。「岡山県の生活保護と最低賃金について」、事務局より説明してください。

木村室長

先ほど、本審の目安の伝達におきまして、全国的に生活保護と

最低賃金とのかい離は解消されていること、今回目安金額はすべてのランクにおいて 28 円であることを説明させていただきました。

生活保護と最低賃金につきましては、本年度中賃・第 2 回目安小委員会で資料が示されています。資料No. 1、2 を御覧いただきたいと思います。

岡山県の生活保護と最低賃金について、改めて最新の比較データに基づいた再計算の結果を基に御説明させていただきます。

専門部会の資料No. 1 として準備しております、「岡山県の生活保護と最低賃金について（令和元年度データに基づく比較）」を御覧下さい。

生活保護との比較には、令和 2 年 10 月 3 日発効の岡山県最低賃金 834 円を基にしております。一方、生活保護の比較対象者は、18～19 歳の単身世帯者とし、対象年度は令和元年度です。

令和元年度の生活保護は、生活扶助基準、第 1 類費及び第 2 類費、加えて期末一時扶助費の岡山県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 99,367 円となっております。

最低賃金の生活保護に係る整合性についてですが、令和 2 年 10 月 3 日発効の岡山県最低賃金 834 円の 1 箇月の換算額と、この資料の下段に註書きがあり、計算式が書いてありますのでそちらを見ていただきたいのですが、岡山県最低賃金 834 円に 1 箇月平均法定労働時間数の 173.8 時間を乗じまして、可処分所得の総所得に対する比率 0.817 を乗じた金額が 118,423 円となります。先ほどの生活扶助基準 99,367 円と比較すると、岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められませんでした。

全国の状況につきましては、資料No. 2 として都道府県別の比較表を用意しています。

最初の折れ線グラフは元年度の生活保護、最低賃金で比較したもの、2 枚目の折れ線グラフは元年度の生活保護基準、2 年度の最低賃金で比較したグラフです。参考としていただきたいと思います。以上です。

益田部会長

今の説明についていかがでしょうか。御質問などございませんか。

(特になし)

益田部会長

では、現行の岡山県最低賃金は生活保護費を下回っているとは認められないことを確認いたしました。

次に、議題「(4) 今後の審議の進め方について」です。審議

については、岡山地方最低賃金審議会専門部会運営規程に基づいて進めることといたします。そして、金額審議に際しては、法の原則どおり、

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金水準
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

を総合的に考慮して、さらに、中賃の目安答申や今年度の局長からの諮問文にありますように、「経済財政運営と改革の基本方針2021」などへの配慮も必要かと思えます。

あわせて、県内の企業活動と労働者の実情を十分踏まえて、改正決定に向けて審議に臨むこととしたいと存じます。委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

益田部会長

何とぞ委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、議題「(5) 今後の審議日程」について事務局より説明してください。

木村室長

今後の審議日程についてです。今回を含め、3回ないし4回を予定させていただいておりますが、会場の確保もありますので、委員の皆様と別途調整させていただきたいと思えます。日程の確保につきまして、よろしくお願いいたします。

益田部会長

日程につきましては別途調整ということで、よろしくお願いいたします。

その他、何か事務局からございませんか。

木村室長

特にございません。

益田部会長

私からお願いがございます。次回は、今年度の審議に臨むに当たっての、労使それぞれの基本的な考えをお聞かせください。あわせて、金額審議をお願いしたいと考えています。御準備をよろしくお願いいたします。

そうしますと、次回以降の専門部会については具体的な金額の話になってきます。各委員の忌たんのない御意見をいただく必要があります。率直な意見交換を行っていただくためには非公開としたいと考えています。いかがでしょうか。

(同意する声)

益田部会長

労使の賛同をいただきましたので、次回以降は非公開といたします。

ほかに委員の皆さんから何かございますか。

(特になし)

益田部会長

これで第1回岡山県最低賃金専門部会を終わります。